

マイナンバー制度の導入に伴い 特定医療費の支給申請には マイナンバーが必要です



マイナンバー制度とは

- マイナンバーは、日本に住民票を有するすべての方(外国人の方を含む)が持つ12桁の番号です。
- 社会保障・税・災害対策の分野で、共通の番号(マイナンバー)を導入することで、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認し、個人の情報を正確かつ効率的に連携させるために活用されます。

特定医療費におけるマイナンバー利用について

- マイナンバー法により特定医療費の支給事務においてマイナンバーの利用が定められ、申請書へマイナンバーの記入が必要となりました。
- 申請書に記入していただいたマイナンバーは、県が他の機関と情報のやり取りを行うために利用されます。(これを「情報連携」といいます。)

【情報提供の例】

⇒市町村等から生活保護事務、被災者台帳作成事務等で受給者の情報を求められた場合に県が回答する。

【情報照会の例】

⇒県が特定医療費の自己負担上限額決定のために必要な課税情報等を市町村に照会する。

- マイナンバーを利用できる事務や情報連携ができる内容はマイナンバー法で定められおり、それ以外での利用は禁じられています。
- 情報連携を行うことにより、申請書に添付する書類の一部が省略できるようになります。

マイナンバーの記入が必要な申請書類

- 支給認定申請書(様式第1号)
- 受給者証等記載事項変更届(様式第6号)

マイナンバーの記入が必要となる方

- 受診者
- 保護者(受診者が18歳未満のときの申請者)
- 支給認定基準世帯員(受診者と同じ医療保険に加入する被保険者)

マイナンバーの確認と身元確認書類について

○マイナンバーを記入した申請書等提出時には、他人の成りすまし等の不正行為を防止するため、受診者(受診者が18歳未満のときは申請者である保護者)の本人確認を行うことが義務付けられています。

本人確認は

- ①番号確認(マイナンバーが正しい番号であることの確認)
- ②身元確認(マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)を行います。

それぞれ別紙の書類により確認をしますので、申請書等を提出する際には確認書類の提示又は写しの提出をお願いします。

特定医療費支給事務における情報連携の本格運用について

○情報連携は、国においては平成29年7月18日から「試行運用」が行われ、11月13日から「本格運用」が開始されます。

○県では試行運用中に情報連携による支給認定に必要な項目の確認、照会結果の確認に要する期間等を検証してきましたが、①本格運用開始時点では支給認定に必要な項目が情報連携により得ることができないこと。②照会結果の確認に期間を要し支給認定の遅延が想定される等、事務処理に支障が生じることが判明しました。

○そのため、本県の特定医療費支給事務においては、当面の間は添付書類の省略をせず、従来どおり提出をお願いすることになりました。

○本事務における本格運用については引き続き検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

マイナンバーを記入いただけない場合について

○マイナンバーの記入や本人確認書類の提示ができない場合でも、特定医療費支給申請を行うことは可能です。

○ただし、マイナンバー法で定められた他の行政事務(生活保護事務や被災者台帳作成事務等)のため、市町村等から情報提供を求められた場合、県はそれに応答することが義務付けられており、県はマイナンバーにより受診者を管理する必要があります。

○そのため、マイナンバーを記入いただけない場合には、マイナンバー法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じて受診者のマイナンバーの収集を行いますので、あらかじめご承知おきください。



長野県